

アジア・アジアパラ競技大会タウンプロモーションムービー作成業務 公募型プロポーザル実施要領

本町は、アジア・アジアパラ競技大会を契機として、これまで培ってきた本町の魅力や資源を改めて見つめなおし、その価値を国内外に広く発信するとともに、アジア各国・地域との文化交流の促進と友好関係の深化を図るため、多言語対応によるタウンプロモーション動画を制作する。

本動画は、本町の魅力を効果的に発信する広報媒体の一つとして、国内外の多様な視聴者に対し、本町の特色や強みを分かりやすく伝えるとともに、町民が本町に誇りと愛着を持てる内容とする。また、各国・地域の文化的背景や視点を踏まえた表現とし、観光誘客及び地域産業の振興につなげることを目指す。

さらに、本町の将来像を見据え、交流人口の拡大及び地域ブランド力の向上に寄与する映像とするため、創造性や発信力に優れた企画提案を広く募集するものである。

1 委託業務名

アジア・アジアパラ競技大会タウンプロモーションムービー作成業務

2 委託内容

別添「アジア・アジアパラ競技大会タウンプロモーションムービー作成業務仕様書（以下、仕様書という。）」のとおり

3 委託期間

契約日の翌日から令和8年9月11日（金）まで

4 プロポーザル方法

プロポーザル参加者に対し、本実施要領及び仕様書に基づき作成した企画提案書等の提出を求め、5人の本町職員が、業務（目的）理解度、企画提案内容、表現力（多言語対応）、実施体制・実績、全体の印象について総合的な評価を行い、採否を判定する。なお、総費用の上限額に対するコスト削減の度合いも評価に加える。

5 選定までのスケジュール

内容	日時
参加申請書提出期限	令和8年5月15日（金）
質問書提出期限	令和8年5月22日（金）
質問回答期日	令和8年5月27日（水）
企画提案書提出期限	令和8年6月3日（水）
選定結果通知	令和8年6月10日（水）
契約及び動画作成に関する協議	令和8年6月中旬
契約締結	令和8年6月下旬

6 参加の資格要件

業務を実施するに当たり、必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 扶桑町入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 扶桑町指名停止等の措置要領（平成4年扶桑町訓令第1号）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

(4) 業務の遂行に当たって、次に掲げる全ての体制をとることができる者。

ア 業務を円滑に行うため、担当するスタッフはプロモーション動画の作成実績がある者を置くこと。

イ 担当するスタッフを変更するときは業務に影響が出ないように、引き継ぎなどを行うこと。

ウ 緊急時も各スタッフが誠意を持って臨むこと。

(5) 過去3年以内に地方自治体等のプロモーション動画を制作した実績がある。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 「扶桑町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年9月4日付け扶桑町長・扶桑町教育委員会教育長・愛知県犬山警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(8) 税を滞納していないこと。

7 参加申請等

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加申請書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申請書（第1号様式） 1部

イ 会社概要（第2号様式） 1部

ウ 業務実績（第3号様式） 1部

(2) 提出期限

令和8年5月15日（金）午後5時（必着）

(3) 提出場所

扶桑町役場 総務部秘書企画課

(4) 提出方法

持参、郵送又はメール

8 企画提案

本プロポーザルに参加する者は、次の書類等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（第4号様式） 1部

イ 提案内容説明書（様式は任意） 7部（うち6部は社名を記載しない）

動画全体の構想や提案内容が分かるように、文章や図などで簡潔にまとめ、サンプル作品も含めた仕様で提出すること。

(ア) 提案内容説明書

▼貴社の提案する企画コンペ

▼コンテンツ及び構成、掲載内容

▼デザイン提案などを盛り込むこと。

(イ) サンプル作品（動画）

▼英語字幕（クローズドキャプション又はオープンキャプション）及び日本語のナレーションを盛り込むこと。

▼DVD（720×480） 1枚又はMP4データ形式で提出すること

ウ 見積書（様式は任意） 1部

(ア) 別紙仕様書の製作物を製作するための全費用（企画・取材、デザイン、イラスト、動画撮影、データ作成、消費税など一切の費用）を項目別に記載したものを提出すること。

(イ) 限度額

1,645,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）とする。

(2) 提出期限

令和8年6月3日（水）午後5時（必着）

(3) 提出場所

扶桑町役場 総務部秘書企画課

(4) 提出方法

持参、郵送又はメール

※サンプル作品をメールで送付する場合、ファイル転送サービス等を活用し、町がダウンロードして視聴できるようにすること

(5) その他

(ア) 動画の素材となる町の特徴、特産品、伝統工芸等の情報は扶桑町公式ホームページに掲載する町勢要覧等で確認すること。

9 質問及び回答

本業務に関する質問は、事前に参加申請書を提出した者からの質問のみ受け付ける。

(1) 提出方法

「質問書（第5号様式）」に記入の上、電子メールで提出すること。

(2) 提出期限

令和8年5月22日（金）午後5時（必着）

(3) 提出先

扶桑町役場 総務部秘書企画課

電子メール送付先アドレス kikaku_sc@town.fuso.lg.jp

(4) 回答

期限内に提出された質問を取りまとめ、参加者全員に対し、令和8年5月27日（水）までに電子メールで回答する。ただし、本プロポーザルの公平性を保てないと判断した場合などは回答をしない場合もある。

10 審査及び選定

審査は、企画提案書等の内容と見積金額で判断し、最も優れた提案をした者を選定する。

(1) 企画提案書等の審査は、5人の本町職員が行う。

(2) 審査項目は「業務（目的）理解度」、「企画提案内容」、「表現力（多言語対応）」、「実施体制・実績」、「全体の印象」とする。

(3) 配点は企画提案書等90点、価格提案（見積書）10点の合計100点とする。

(4) 審査結果は、企画提案書等の提出があった参加者全員に対して速やかに書面で通知する。

(5) 審査結果に関する質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

11 契約

審査の結果、最も優れた提案をした者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。ただし、最も優れた提案をした者が契約を締結しない場合は、次点の者から順に契約交渉を行い、合意に達した者と契約を締結する。

12 辞退

参加申請書提出後に本プロポーザルを辞退する場合は、「辞退届（第6号様式）」を令和8年5月29日（金）までに提出すること。なお、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いをすることはしない。

13 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 企画提案書等の提出方法や提出期限が守られなかった。
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されていた。
- (3) 記載すべき内容の一部又は全部が記載されていない。
- (4) 見積限度額を超えた見積書を提出した。

14 その他

- (1) 1事業者当たり、複数の企画提案書を提出することはできない。
- (2) 提出書類の作成等に要した経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類、サンプル作品のDVDは、返却しないものとする。
- (4) 本プロポーザルに対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めないものとする。
- (6) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本町が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提案書類等は扶桑町情報公開条例（昭和62年条例第16号）第9条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (8) 本プロポーザルの公告から契約の締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (9) 企画提案書の提出が1事業者のみであった場合であっても本プロポーザルでの選定を実施する。

15 連絡先

扶桑町役場 総務部秘書企画課（伊藤）

住 所 〒480-0102

扶桑町大字高雄字天道330番地

電 話 0587-92-4100（ダイヤル）

ファクシミリ 0587-93-2034

電子メール kikaku_sc@town.fuso.lg.jp

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
（土・日曜日、祝・休日を除く）